~平成28年度放課後児童クラブ入会申し込みのご案内~

平成28年4月から入会を希望される人の申し込みを次のとおり行います。

◆申込書等配布

12月9日(水)から役場民生課で配布します。 現在、放課後児童クラブ(以下「クラブ」)に入 会している児童については、各クラブで配布しま 【場所】(1)役場民生課

◇中途入会を希望される人は…

【受付期間】入所希望日の2カ月前から2週間前まで

◇夏季休暇期間を希望される人は…

【受付期間】6月末まで

◆申込受付

【期間】平成28年1月4日(月)~19日(火)

8:30~17:00 (土・日・祝日除く)

※家庭の状況(就労先・時間などの内容) や入会児童の状況がわかる人が必ずお越 しください。

(2) 各クラブ

※現在、クラブに入会し、新年度も継続し て入会申込を希望する人は、各クラブで も受け付けます。

◆入会要件

クラブへの入会申し込みができる人は以下の①~③のすべてを満たす人です。

- ①熊野町内の小学校1年生から4年生までの児童
- ②放課後児童クラブ保護者負担金の滞納がないこと
- ③次にあげる理由により、保護者のいずれもが昼間家庭にいない場合
 - ・保護者の就労・保護者の出産前後(入会期間は産前2カ月、出産月、産後2カ月の計5カ月)・保 護者の疾病・同居親族の介護・就労を目的とした職業訓練、学校への就学・障害児者の通学などの 付き添いをしている場合・その他、上記に類する状態として認められるもの

問い合わせ先 民生課☎820-5635

マイナンバー制度が始まります

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入に伴い、税に関する申請・届出の際にマイナンバーが必要に なりますので、次の点にご注意ください。

①会社などにお勤めの人

平成28年1月以降、勤務先では、従業員の税や社会保障などの手続きの書類にマイナンバーの記載が必要に なります。このため全ての従業員は、本人と扶養親族のマイナンバーを記載する必要があります。

②確定申告書・住民税申告書を提出される人

平成28年分所得の確定申告・住民税申告(平成29年2月の申告)以降、マイナンバーを記載することが義務付 けられています。提出される人は、申告時に申告者ご本人と扶養親族の人のマイナンバーの記載が必要となります。

【主な税手続に関する記載開始時期】

税目	事務手続の例	記載開始時期	
所得税	・確定申告書の提出・勤務先への扶養控除等申告書の提出	平成28年分以後の所得に係る 申告書などから適用 ※確定申告・住民税申告は平 成29年2月の申告から	
個人住民稅	・住民税申告書の提出 ・給与支払報告書の提出		
固定資産税	・償却資産に関する申告	Ti-Pook 1 H 1 H N/4) a/C l	
その他	・各町税の減免の申請・納税証明書の申請(※継続検査用の納税 証明は除く)	マ成28年1月1日以後に行われる申告(申請)から適用	



間税務課

☎820 − 5 6 0 3

~平成28年度保育所入所申し込みのご案内~

平成28年4月から入所を希望される人の申し込みを次のとおり行います。

◆申込書等配布

12月9日(水)から役場民生課で配布します。 ※在園児は入所している保育所で配布します。

◆申込受付

【期間】平成28年1月4日(月)~19日(火) 8:30~17:00 (土日・祝日を除く)

【場所】役場民生課

※申込時には、家庭状況や入所児童の様子 がわかる人がお越しください。

1. 入所要件

熊野町に住所を有し、次のいずれかの理由により、保護者(同居の祖父母等も含む)のいずれもが昼間 家庭で保育できない乳幼児(概ね牛後6カ月以上で小学校就学前まで)で、日々の通園や集団保育が可能 な乳幼児

①仕事をしている(居宅内外を問わず、1日3時間以上かつ月48時間以上働いていること)②出産前後 (入所期間は産前2カ月、出産月、産後2カ月の計5カ月) ③保護者の疾病・障害など④同居又は長期入 院等している親族の介護・看護⑤災害の復旧⑥求職活動(起業準備を含む。ただし、入所期間は最長3カ 月。) ⑦就学 (職業訓練校などにおける職業訓練を含む) ⑧虐待やDV (家庭内暴力) のおそれがあること ⑨育児休業取得中に、既に保育を利用している3歳児以上の兄姉がいて継続利用が必要であること⑩その 他、上記に類する状態として認められるもの

2. 審査及び入所決定

- ・保育の必要性の高い乳幼児から入所を決定します。(先着順ではありません。)
- ・定員などの理由により、希望の保育所に入所できない場合もあります。
- ・保護者の就労時間・状況などにより、保育標準時間(11時間)又は保育短時間(8時間)の2つに保 育時間が分かれます。

◆産休・育児休業満了の人の申し込み

平成28年4月から平成29年3月までの間に産休・育児休業が満了し、職場復帰予定の人(年度途中の入 所希望者)で、保育所入所を希望される人も、この期間の申込手続きが必要です。

※1月20日以降に出産予定で、平成28年度中に職場復帰予定の人は、出産されてから、お早目にお手続 きをお願いします。

平成28年度町内保育所案内

		くまの・みらい 保育園	保育所 ひかり学園	初神保育園	くまの中央 保育園	
保育	標準時間	7:30~18:30 (最長11時間)				
時間 短時間 8:30~16:30 (最長8				(最長8時間)		
延長保育		$7:00\sim7:30$ $18:30\sim19:30$	$7:00\sim7:30$ $18:30\sim19:00$	18:30~19:00	7:00~7:30 18:30~19:00	
病後児保育		実施				
一時保育		実施				

◆5月以降の随時申込み

平成28年5月以降の入所は、入所希望月の前月1日(土日・祝日の場合は その前日)までに、申し込みが必要です。この場合、入所日は原則としてそ の翌月の1日となります。

※平成27年12月から平成28年3月の入園・転園については、4月入園の準備 のため、保護者が求職中の場合の申し込みは受け付けておりません。



■問い合わせ先

民生課☎820-5635